

瀬戸市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第23号

瀬戸市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成19年瀬戸市規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(障害支援区分の認定通知) 第3条 政令第10条第3項の規定による通知は、 <u>障害支援区分認定通知書</u> によるものとする。	(障害程度区分の認定通知) 第3条 政令第10条第3項の規定による通知は、 <u>障害程度区分認定通知書</u> によるものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。